

～雨水を有効利用してみませんか～

* * 平塚市雨水貯留槽施設購入費補助制度について * *

平塚市では、平成16年4月から雨水貯留槽施設を設置する市民の方に費用の一部を補助する事業を実施しています。

雨水貯留槽利用促進事業補助金制度は、雨水の利用を推進し、水資源を有効に利用するという市民のニーズに応えるために実施しています。

1 補助金の対象となる方

平塚市内の住宅（店舗や事務所等の併用住宅、共同住宅も含みます。）に居住している方又は居住を予定している方で、当該住宅に雨水貯留槽施設を設置する方

2 補助金の対象となる雨水貯留槽施設

貯留槽本体の容量が100リットル以上あり、雨どいからの集水管及び雨水ます等への排水管から構成されるもの

3 補助金額

雨水貯留槽施設1基につき、購入価格（消費税、設置工事費、送料及び通販サイト等のポイント利用分などは補助対象にはなりません）の2分の1以内の額とし、30,000円を限度として補助します。ただし、補助金の交付金額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てます。

例1 購入価格70,000円（消費税除く）の貯留槽施設を購入する場合

$$70,000円 \times 2分の1 = 35,000円 > 30,000円$$

補助金額30,000円

例2 購入価格55,000円（消費税除く）の貯留槽施設を購入する場合

$$55,000円 \times 2分の1 = 27,500円 < 30,000円$$

補助金額27,500円

4 事前届出

購入する雨水タンクが決まりましたら、購入の前に平塚市雨水貯留槽利用促進事業補助金交付申請予定届出書（第6号様式）及び雨水タンクに関するパンフレット等を提出してください。

5 申請の手続き

平塚市雨水貯留槽利用促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて提出してください。

①案内図、平面図

②購入する雨水貯留槽施設の見積書の写し（ホームセンターやインターネット等で購入する場合も必要です。）

③購入費用の領収書の写し

④設置状況が確認できる写真（近景及び遠景）

・近景…雨樋から貯留槽への接続が確認できるもの

・遠景…設置場所が分かるもの

(⑤賃貸住宅の場合は貸主の同意書、共同住宅の場合は管理組合の同意書)

(⑥住所変更届出書（届出後に住所の変更があった場合）)

6 交付決定

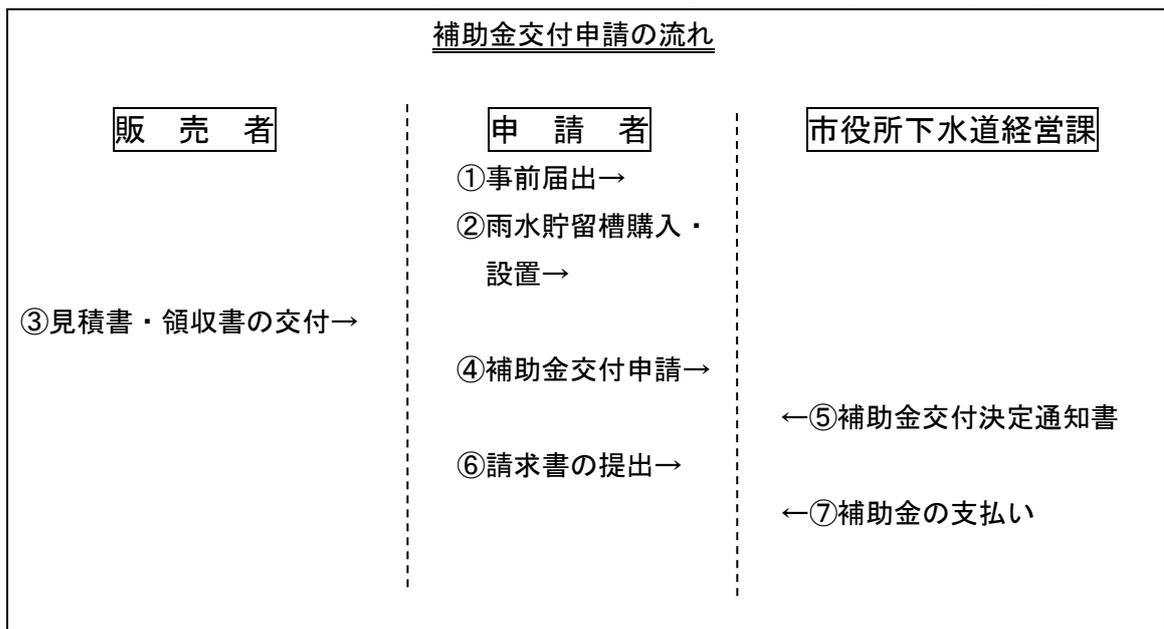
提出された書類を審査後、支障がなければ補助金交付決定通知書を送付いたします。

7 補助金の請求

補助金交付決定通知書が届きましたら、請求書を提出してください。後日、指定の口座に振り込みます。

8 その他

- ・ 補助金の交付は、一戸の住宅につき1基限りとします。
- ・ 購入する雨水タンクが決まりましたら、購入の前に市役所下水道経営課に届け出ていただき、補助対象になるか確認してください。その後、交付申請書を提出してください。
- ・ 雨水貯留槽施設は、屋外で建物の雨どいに設置するため、雨どいの形状・サイズによっては設置が困難な場合もあります。（詳しくは販売者に御相談ください。）なお、雨水が貯留槽本体からあふれないように設置してください。
- ・ 申請資格の審査において、市税等の納付状況を確認しますので御了承ください。
- ・ 補助金を受けた方に、雨水貯留槽施設の使用状況等を後日お尋ねすることがあります。
- ・ 本市が行なう環境に関する施策への御協力をお願いすることがあります。



申請・問合せ先 平塚市役所下水道経営課総務担当

TEL 0463-21-8786 (直通)